

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨と背景

### (1) 計画策定の趣旨

内閣府の「令和5年版高齢社会白書」によると、令和4（2022）年10月現在の高齢者人口は3,624万人となり、高齢化率は29.0%となっています。このうち75歳以上人口は1,936万人で、総人口に占める割合は15.5%となり、65～74歳人口を上回っています。

本町における、令和5（2023）年4月1日現在の高齢者人口は11,514人、高齢化率は35.5%で、すでに町民の3人に1人が高齢者となっています。このうち65～74歳人口は5,245人で、総人口に占める割合は16.2%となっています。また、75歳以上人口は6,269人で、総人口に占める割合は19.3%となっており、65～74歳人口を上回っています。

本町においては、令和3（2021）年3月に策定した「第8期高齢者総合計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度））」で、「住み慣れた地域で、いつまでも安心に・自分らしく・いきいき暮らすまち・もうやま」を基本理念に、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、地域包括ケアシステムの推進を図ってきました。

しかしながら、今後も、団塊ジュニア世代の全てが65歳以上となる令和22（2040）年に向けて、ひとり暮らしの高齢者や高齢者ののみの世帯、認知症の人の増加が見込まれ、特に要介護認定率が大きく上昇する85歳以上の人口が急速に増加することで、介護サービスの需要の増大や支援ニーズの多様化がますます進むことが予測されます。

こうしたことから、令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点を持ち、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくため、本計画の基本理念を「住み慣れた地域で、いつまでも安心して・自分らしく・いきいきと暮らせるまち・もうやま」と定め、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期毛呂山町高齢者総合計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度））」（以下「本計画」という。）を策定します。

## (2) 計画策定の背景

### ① 令和5年介護保険法の改正について

令和5（2023）年5月、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）が公布されました。ここには介護保険法の改正も含まれ、主な改正事項として以下の5つが挙げられています。

#### I. 介護情報基盤の整備

地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体・利用者・介護サービス事業者・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備します。自治体は地域の実情に応じた介護保険事業運営のために、利用者は自立支援・重度化防止の取組の推進のために、介護サービス事業者・医療機関は介護情報等を適切に活用することで、介護・医療サービスの質の向上やペーパーレス化による事務負担軽減について、効果が期待できるとしています。

なお、情報基盤の整備については、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業の中で、保険者である市町村が主体となり実施することとなります。

#### II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化（データベース化）

令和22（2040）年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護サービス事業者等への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応すること、また、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行うため、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する位置付けとして創設されました。

具体的には、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表するとなっており、原則、全ての介護サービス事業者が対象となります。

#### III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場で生産性向上の取組を進めるには、介護サービス事業者の自助努力だけでは限界があるため、地域単位で、モデル事業所の育成や取組の伝播等を推進する必要があります。一方、事業者からは、「地域においてどのような支援メニューがあるのか分かりにくい」との声があるなど、都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組が限定的となっています。

こうした現状に対して、都道府県を中心に一層取組を推進するため、都道府県の役割を法令上明確にし、都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業所等における生産性向上に資する事業についての事項を任意記載事項に加える改正を行うものです。

#### IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看護小規模多機能型居宅介護（看多機）とは、訪問看護<sup>※1</sup>と小規模多機能型居宅介護<sup>※2</sup>とを組み合わせて、多様なサービスを一体的に提供する複合型サービスです。

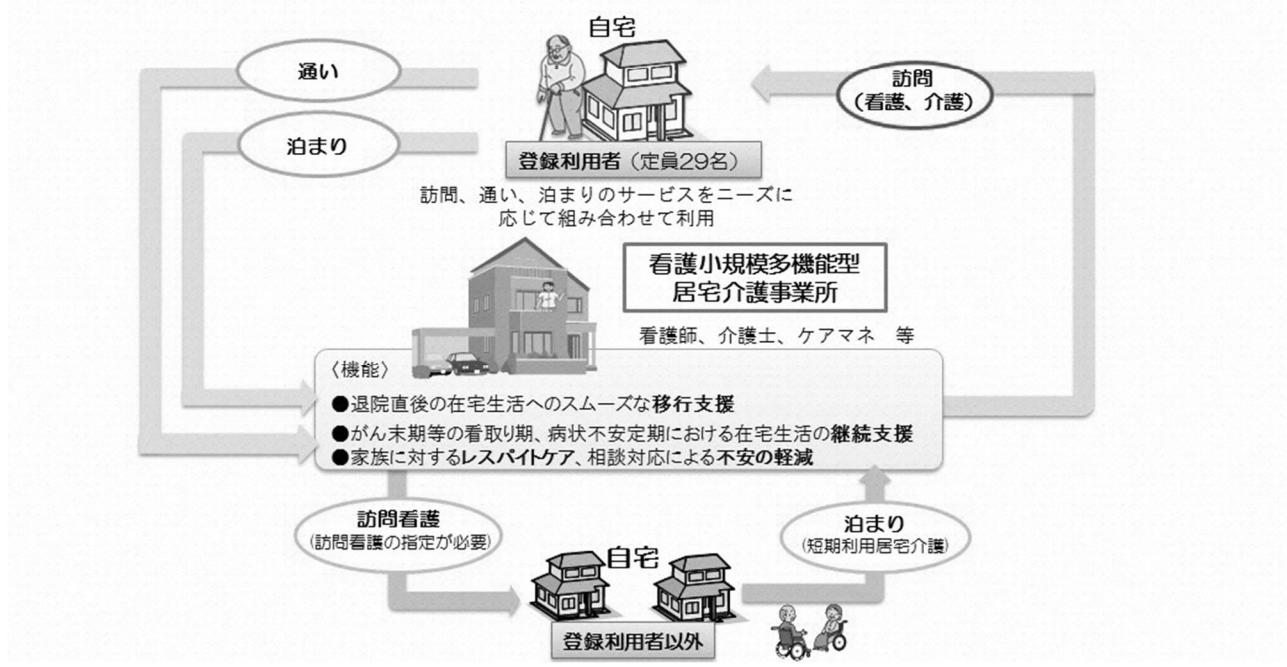
※1 自宅での看護サービス（療養上の世必要な診療の補助）

※2 自宅に加え、サービス拠点での「通い」「泊まり」における、介護サービス（日常生活上の世話）

看多機は、サービス拠点での「通い」、「泊まり」においても看護サービスを一体的に提供可能で、医療ニーズの高い中重度の要介護者の在宅での療養生活を支えています。この看多機をより普及させるため、複合型サービスの一類型として法律上に明確に位置付け、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」、「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨が明確化されました。

#### 看護小規模多機能型居宅介護の概要

- 退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービス（「通い」、「泊まり」、「訪問（看護・介護）」）を24時間365日提供。
- また、登録利用者以外に対しても、訪問看護（訪問看護の指定が必要）や宿泊サービスを提供するなど、医療ニーズもあるする高齢者の地域での生活を総合的に支える。



出典:厚生労働省

## V. 地域包括支援センターの体制整備等

地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大しています。そのため、センターの業務負担を軽減し、センターに期待される役割を発揮できるよう、介護保険法が改正されました。具体的には、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、市町村から指定を受けた居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も、市町村や地域包括支援センターと連携を図りながら実施できるようになります。また、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することが可能となり、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って業務を実施します。

### ② 国の基本指針等

令和5（2023）年7月10日の社会保障審議会・介護保険部会で「第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針の構成について」が示されました。

国が定める介護保険法第116条に基づく基本指針では、①介護サービス基盤の計画的な整備、②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進の3点が示されています。この中では、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、介護を必要とする高齢者の増加や生産年齢人口の急減が見込まれており、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、地域の実情に応じた施策や目標を検討したうえでの計画策定が重要であると示しています。

### 【第9期計画において記載を充実する事項】

#### 1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

#### 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護サービス事業者間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備

- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

### 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスマント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

出典：厚生労働省

### ③ 介護給付適正化主要5事業の再編について

介護保険は医療保険と異なり、①「サービス利用には要介護認定を受ける必要があること」②「要介護度に応じた区分支給限度額の範囲内で保険給付が行われること」③「サービス提供はケアプランに基づき実施されること」といったように、適正化の仕組みが制度として内在しています。この枠組みを活かす形で、これまで給付適正化5事業を実施してきましたが、適正化事業を行う保険者の割合は増加傾向にある一方で、個別の取組についての課題も明確になり、議論が行われてきました。

第9期計画における国の指針に基づき、保険者の事務負担軽減と効果的・効率的な事業実施のため、本町においても、給付適正化主要5事業を3事業に再編し、実施内容の充実を図っていきます。

町の具体的取組については92ページに記載しておりますが、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を任意事業に位置づけ、主要事業から除外するとともに、実施の効率化を図るため「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として再編します。再編後の3事業について、国は全ての保険者において実施（実施率100%）を目指すとしています。

事業	見直しの内容	見直し後
要介護認定の適正化	・要介護認定の平準化を図る取組を更に進める。	要介護認定の適正化
ケアプランの点検	・一本化する。 ・国保連からの給付実績帳票を活用し、費用対効果が期待される帳票に重点化する。 ・小規模保険者等にも配慮し、都道府県の関与を強める。（協議の場で検討）	ケアプランの点検 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
医療情報との突合・縦覧点検	・費用対効果が期待される帳票に重点化する。 ・小規模保険者等にも配慮し、国保連への委託を進める。（協議の場で検討）	医療情報との突合・縦覧点検
介護給付費通知	・費用対効果が見えにくいため、主要事業から除外し任意事業とする。	

出典：厚生労働省

#### ④ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立

急速に進む高齢化に伴い、認知症の人が増加している現状から、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「認知症基本法」という。）（令和5年法律第65号）が令和5（2023）年6月14日に成立しました。

認知症基本法は、認知症施策についての基本理念、国・地方公共団体の責務、計画の策定、基本的施策について定めるもので、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としており、基本理念には、認知症に対する正しい知識や理解を深めること、認知症の人のみならず、認知症の人を支える家族等に対する支援についても盛り込まれています。

今後、認知症基本法第11条によって、国による「認知症施策推進基本計画」の策定が行われるとともに、同法第12条に基づく都道府県による「都道府県認知症施策推進計画」、同法第13条に基づく市町村（特別区を含む）による「市町村認知症施策推進計画」の策定に努めることができます。

##### ◆認知症基本法成立の概要

<b>目的</b>
認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会（＝共生社会）の実現を図る。
<b>基本理念</b>
<p>①常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族の意向の尊重に配慮して行われること。</p> <p>②認知症に関する正しい知識及び正しい理解が深められること。</p> <p>③認知症の人が地域において、日常生活を円滑に営むことができるとともに、尊厳を保持しつつ、意見の表明や社会活動に参画する機会が確保されること。</p> <p>④認知症の人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、その意向を十分に尊重し、その尊厳を保持しつつ、切れ目なく保健医療サービス、福祉サービスその他のサービスが提供されること。</p> <p>⑤認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者に対する必要な支援が行われること。</p> <p>⑥認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、認知症及び軽度認知障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法その他の事項に関する研究開発等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。</p> <p>⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉等の関連分野における総合的な取組として行われること。</p>

## 2 計画の位置づけ

### (1) 根拠法令等

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による「市町村老人福祉計画」、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

また、国の指針に基づく介護給付適正化計画の内容を含めています。

#### ●高齢者福祉計画と介護保険事業計画の性格

##### ■高齢者福祉計画（老人福祉計画）

高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

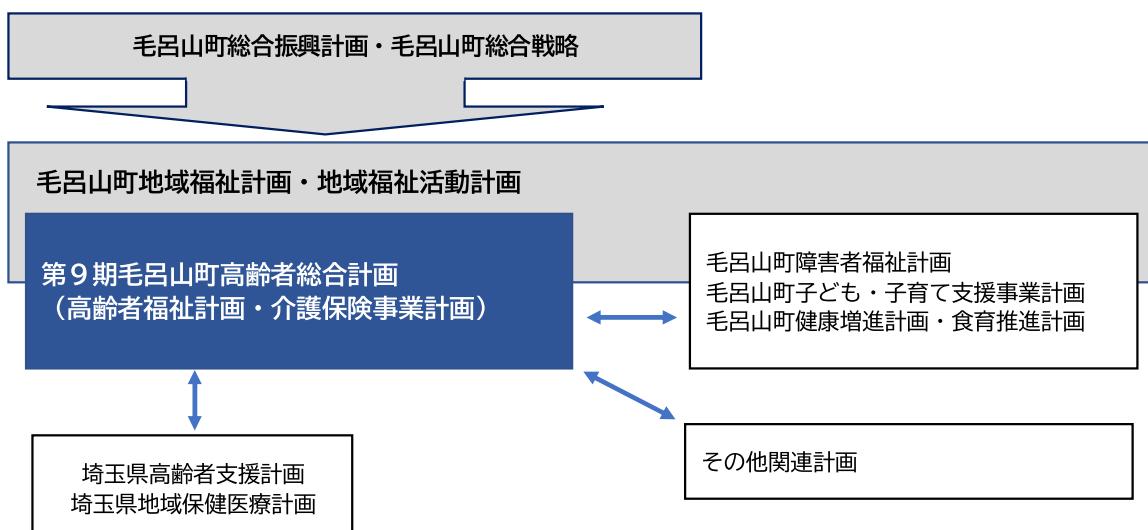
##### ■介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量や提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

### (2) 他の計画等との関係

本計画は、本町の上位計画となる「毛呂山町総合振興計画」におけるまちづくりの理念を踏まえるとともに、福祉分野の上位計画に位置付けている「毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合性を図り策定します。

また、福祉分野の個別計画である「毛呂山町障害者福祉計画」、「毛呂山町子ども・子育て支援事業計画」、「毛呂山町健康増進計画・食育推進計画」をはじめ、その他関連計画との連携・整合性を図るとともに、埼玉県の「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県地域保健医療計画」との整合性を図り策定します。



### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間です。

なお、団塊ジュニア世代の全てが65歳を迎えることによって、高齢化率がピークに達するとされている令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点を持つものですが、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直しを行い、改善を図るものとします。

また、計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題の分析を行います。



### 3 計画の策定体制

#### (1) 毛呂山町介護保険運営審議会の設置

町が設置する、保健・医療・福祉・介護の関係機関、団体の代表者、学識経験者、一般公募委員等で構成される「毛呂山町介護保険運営審議会」において計画内容に関する協議・検討を行いました。

#### (2) 毛呂山町高齢者実態調査の実施

本町の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、町の福祉や介護サービスに関する課題やニーズを把握し、高齢者福祉施策の改善や充実を図ることを目的に、一般高齢者（65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者）を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び在宅で生活している要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施しました。

#### (3) 地域包括ケア「見える化」システムによる分析

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための国が運用する情報システムです。介護保険に関する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元化されるとともに、グラフ等を用いた見やすくわかりやすい形で確認することができます。

本計画では、このシステムを用いて、本町の課題抽出や将来推計による介護サービス見込量の算出を行いました。

#### (4) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民や関係者の意見を広く聴取するために、一定期間を設け、「第9期毛呂山町高齢者総合計画」素案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。